

●「渡し」によるつながり

利根運河周辺地域では、銚子から利根運河を経由し江戸へ向かう外輪舟や高瀬舟の舟運のほかにも、利根運河が開削される以前から、利根川の兩岸、江戸川の兩岸を結ぶ渡し舟が存在していた（図 2-3-9）。ひとつの集落を形成していた地域が、河道の変遷により、川の兩岸に分かれて現在に至る地域もあり、同じ地名が川の両側に見られるところもある。元来、ひとつの集落であったことから、集落のつながりを保つために、渡し舟が利用されていたとも推測される。

現在は、「渡しの跡」として伝わっている地点や、石碑が残されているのみであり、川の兩岸を結ぶものは道路橋・鉄道橋である。

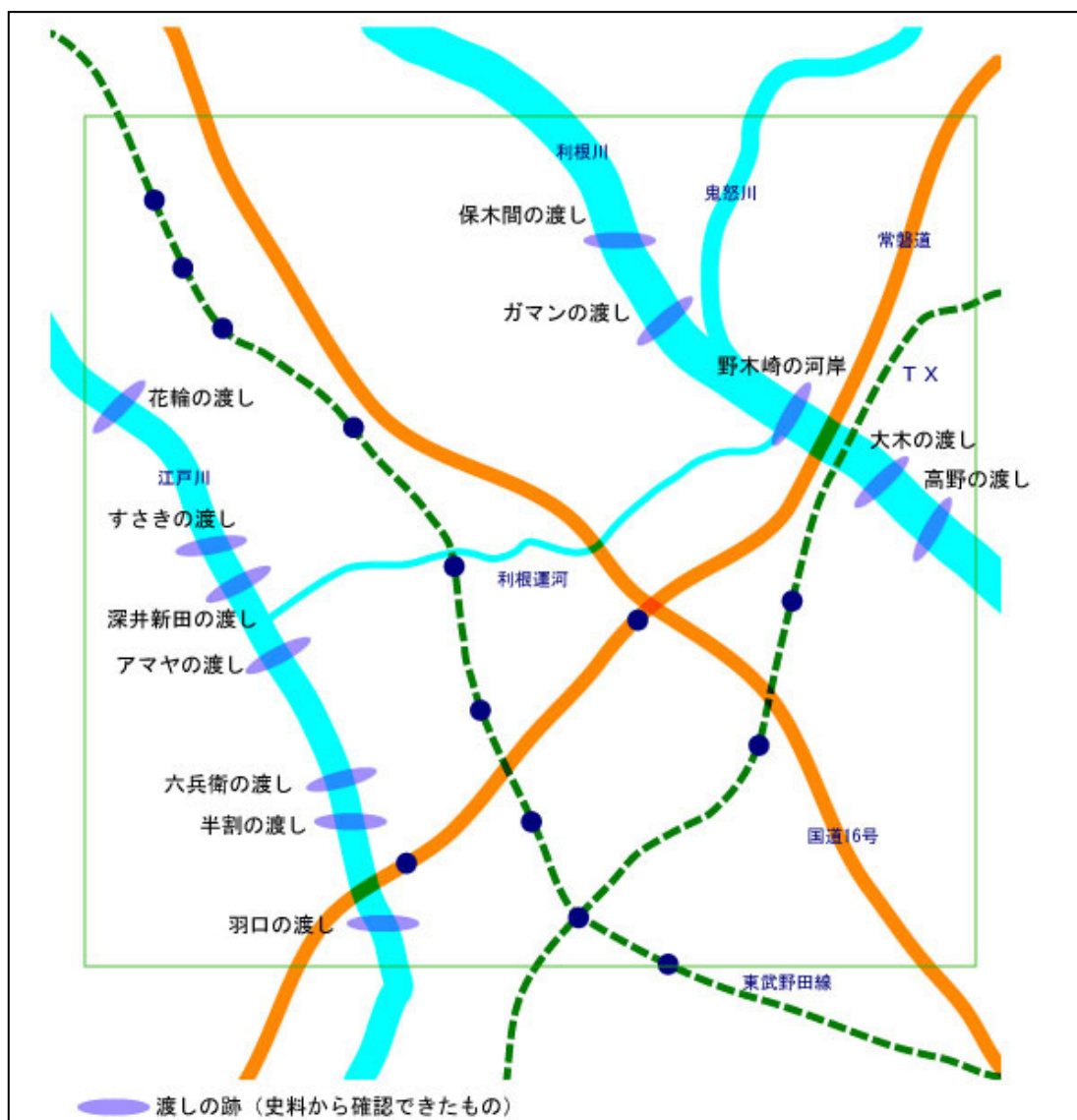


図 2-3-9 江戸川・利根川の渡しの跡（江戸川 7 箇所、利根川 5 箇所）

●一体的な地域資源の活用と活性化のための「渡し舟」の復元

利根運河周辺地域の地域資源と地域資源を結ぶ役割を担うとともに、コミュニティが培ってきた歴史をつなぐ導線として東西方向の回遊性を高め、江戸川、利根川の両河川での「渡し舟」を復元することが考えられる。江戸時代に活発に利用された高瀬舟をモデルにした舟（非常時のため船外エンジンを搭載する等）を利用することで、歴史を感じながら川に接することができ、結果的に地域の観光資源としての注目を集める可能性を秘めている。

c. 統一感もった景観形成について

自然のネットワークと歴史・文化資源のネットワークのそれぞれの展開方策の考え方を、一体性を持った取り組みとして推進していくためには、「景観」という共通の視点により調和させていく必要があると考えられる。特に、利根運河は、「近代土木遺産」としての価値と、運河開削より100年以上経過し、運河に起因する自然環境も形成されてきた特徴がある。本調査では、景観の視点からも目指すべき考え方及び方策について検討を行った。

●めざすべき景観の考え方・視点

統一感をもった景観が維持されている地域は、心地よい景色の連続性と美しさが保たれ、散策や来訪時の魅力を増すものとなる。逆に、いくら地域の自然資源や、個々の景観資源が良いものであっても、そこへ至る道中の景観が乱雑では、せっかくの魅力が半減することもある。田園や谷津田、樹林、水辺といった自然をベースとした景観は、特に屋外看板や建造物の色、電線や送電鉄塔等により調和が乱れてしまうものもある。

また、利根運河周辺地域にある案内板の景観デザインの統一、外国人観光客の来訪も見越した多言語による案内板の設置・増設等についても検討することが望まれる。これらの設置物も含め、ひとつのテーマに沿った景観の形成を目指していくことが考えられる。

●景観形成に関する広域的な重点エリアと取り組みの連携方策

この地域の核となる景観資源は、自然資源と歴史・文化資源の双方を併せ持つという特徴からいっても、利根運河であると考えられる。景観形成を検討する際には、まず利根運河の景観についてどのような合意形成を得ていくかに取り組むことが望ましい。利根運河沿いの景観については、利根運河を周辺地域の核となる地域資源としていくために、統一感をもった景観を維持していくことが求められる。このため、運河の堤防沿いから見える住居を含めた景観については、色彩、高さ等についてルールを定め、統一感をもった景観形成を図っていくことが望ましい。利根運河は野田市、流山市、柏市の3市に接しているため、統一性を保つためには、少なくとも3市共同のルールづくりをすることが求められる。また、利根川口、江戸川口からの景観という点からみれば、守谷市、吉川市も含め5市で共同のルールをつくっていくことが望ま

しい。

広域的な景観形成についての取り組みについては、景観法・運用指針においても言及されており、法に基づく景観協議会を共同で運用し規制誘導策等の連携・調整を図るなど、複数の行政団体の参加による統一的な景観検討を行う進め方が示されている。

参考

<広域的な景観形成の推進の仕組みについて（景観法運用指針より）>

広域的な景観形成の推進の仕組み

景観行政団体は、一の行政区域について景観行政に責任を持つ地方公共団体を定める仕組みであるが、例えば、河川の両岸、海峡間、山岳の眺望、連坦した市街地等複数の景観行政団体の行政区域間にわたる広域的な景観の形成について、各景観行政団体間の連携により、調和のとれた規制誘導を実施する必要がある場合も想定される。

広域的な景観形成の取組が、支障なく整合的に行われるよう、関係する景観行政団体が互いに協議し、又は、必要に応じて、関係する地方公共団体の意見を聴く等して、その適切な推進が図られるよう、十分配慮することが望ましい。例えば、河川の両岸や海峡間等において広域的な景観の形成を検討する場合に、複数の景観行政団体が、それぞれの景観計画において、当該景観計画区域における良好な景観形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等のうち、当該広域的な景観の形成に関する部分について、統一的又は整合的な内容を定めることが望ましい。

このような場合、各景観行政団体間の規制誘導策の連携・調整の場として、法第15条第1項に基づく景観協議会を活用することが望ましい。例えば、互いの景観協議会に関係行政機関として参加し、共同で一つの景観協議会として運用すること等が考えられる。

また、景観計画を策定する段階においても、法定外の任意の協議会を組織して、景観行政団体間等で共同で景観計画の案の検討等を行うことも考えられる。

資料：景観法運用指針（平成17年9月）

●利根運河における統一性をもった景観形成の考え方

利根運河全体の景観については統一感を持たせつつ（図 2-3-10）、いくつかはゾーニングし、特に堤外景観において、自然景観のゾーン、水辺のふれあい景観のゾーンといったゾーンごとの景観方針を提示することが望ましい。利根運河の延長は約 8.5km に渡り、運河周辺の地域景観も田園風景から樹林地、住宅地まで複数のタイプがあることから、ゾーニングを行い、根底に流れるテーマを意識しながら、それぞれの特性を活かした景観方針を検討していくことが妥当であると考えられる。

運河から見て違和感がある建物に目隠しとなる植栽を行った場合



巨大鉄塔について地下埋設などの対策を講じた場合

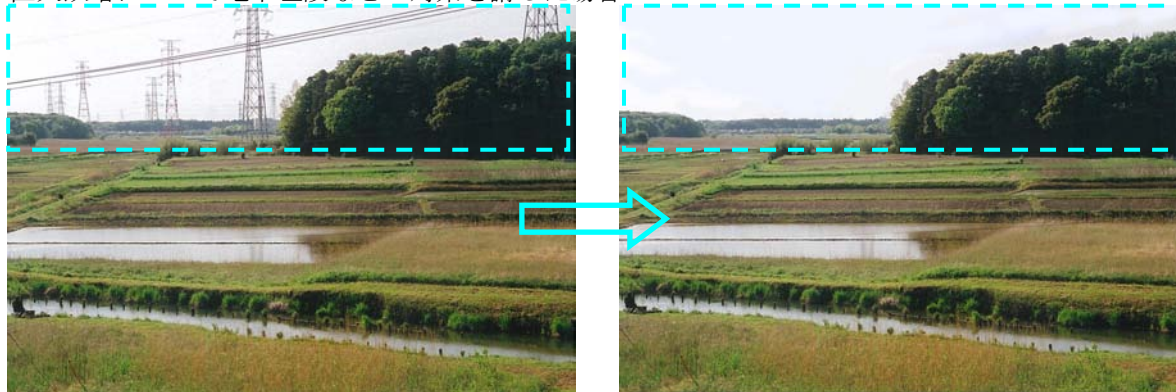


図 2-3-10 統一感をもった景観形成のための対策のイメージ

(3)活動（人と人）のネットワークに向けて

これまでの自然資源及び歴史・文化資源のネットワークの方針を踏まえ、地域資源を活かす活用方策として、歴史・文化資源と自然資源を効率的・効果的に結んだエコパーク・ツアーのモデルコースの検討を行った。同時に、利根運河周辺地域における活動を支え、更に発展させていく地域の活動団体によるネットワークの形成は、エコパーク・ツアーを発展させていくために必要な要素であると考えられることから、地域の団体をつなぐ活動のネットワークや人材育成のネットワーク、エコパーク・ツアーに都心住民を利根運河周辺地域に呼び込むための方策及びネットワークの考え方の整理・検討を行った。

a. 場と人をつなぐネットワークの形成

利根運河周辺地域において、自然環境の保全・管理やまちづくりを目的に活動しているNPO法人、市民団体は近年増加している。他方、自然環境保全のための維持管理作業や、農地の維持、耕作のための作業では、安定的な人員の確保と専門的な技術・知識をもった人材が必要となり、より多くの市民参加が求められている状況にある。既存の市民団体の活動の支援や連携を図り、この地域で活躍する人材を更に育成していく必要があると考えられる。

●活動団体によるネットワークの形成

利根運河周辺地域では、多数の活動団体があり（図 2-3-11）、観察会や管理作業等さまざまな活動をしている。利根運河周辺地域において「共通のビジョン・目標」を確認し、各種活動団体の共通認識を得ることにより、広範囲な連携の実現が可能となる。

また、時期・頻度等を組み合わせることで、利根運河周辺地域内におけるイベント開催日の重複を調整し、効率的・効果的な活動展開が可能となる。ネットワークを形成するコミュニケーションツールとして、活動団体のイベント情報をまとめたホームページ等により、調査対象範囲内で、いつ、どのエリアでどのようなイベントが開催されているのかを網羅的に把握できるようにすることが効果的である。活動団体のネットワークにより、イベント情報の共有・調整が図られることに加え、専門的知識や技術ノウハウの共有、共通テーマにもとづくリレーイベントの共催などの展開が期待できる。

| | 団体名 |
|----|----------------------|
| 1 | 野田自然保護連合会 |
| 2 | 三ツ堀里山自然園を育てる会 |
| 3 | みどりのふるさとづくり実行委員会 |
| 4 | かわ環境ステーション |
| 5 | 船戸おひしゃ保存会 |
| 6 | こんぶくろ池自然博物館公園里山隊・調査隊 |
| 7 | こんぶくろ池を考える会 |
| 8 | 篠籠田三匹獅子舞保存会 |
| 9 | 利根運河の生態系を守る会 |
| 10 | NPOさとやま |
| 11 | 東葛自然と文化研究所 |
| 12 | NPOホテル野 |
| 13 | 体験農園「野良」 |
| 14 | 利根運河大師護持会 |
| 15 | 生き物調査隊 |
| 16 | 埼玉県生態系保護協会吉川支部 |
| 17 | 吉川市野鳥の会 |
| 18 | 守谷市自然調査ボランティア |
| 19 | 立沢里山の会 |
| 20 | 新山ホテル愛好会 |
| 21 | 大柏里山の会 |
| 22 | 東京理科大学理窓会 |
| 23 | 日本野鳥の会・茨城県支部 |
| 24 | 日本野鳥の会・千葉県支部 |

対象地域外に事務所所在地がある団体は地図上に記載されていない

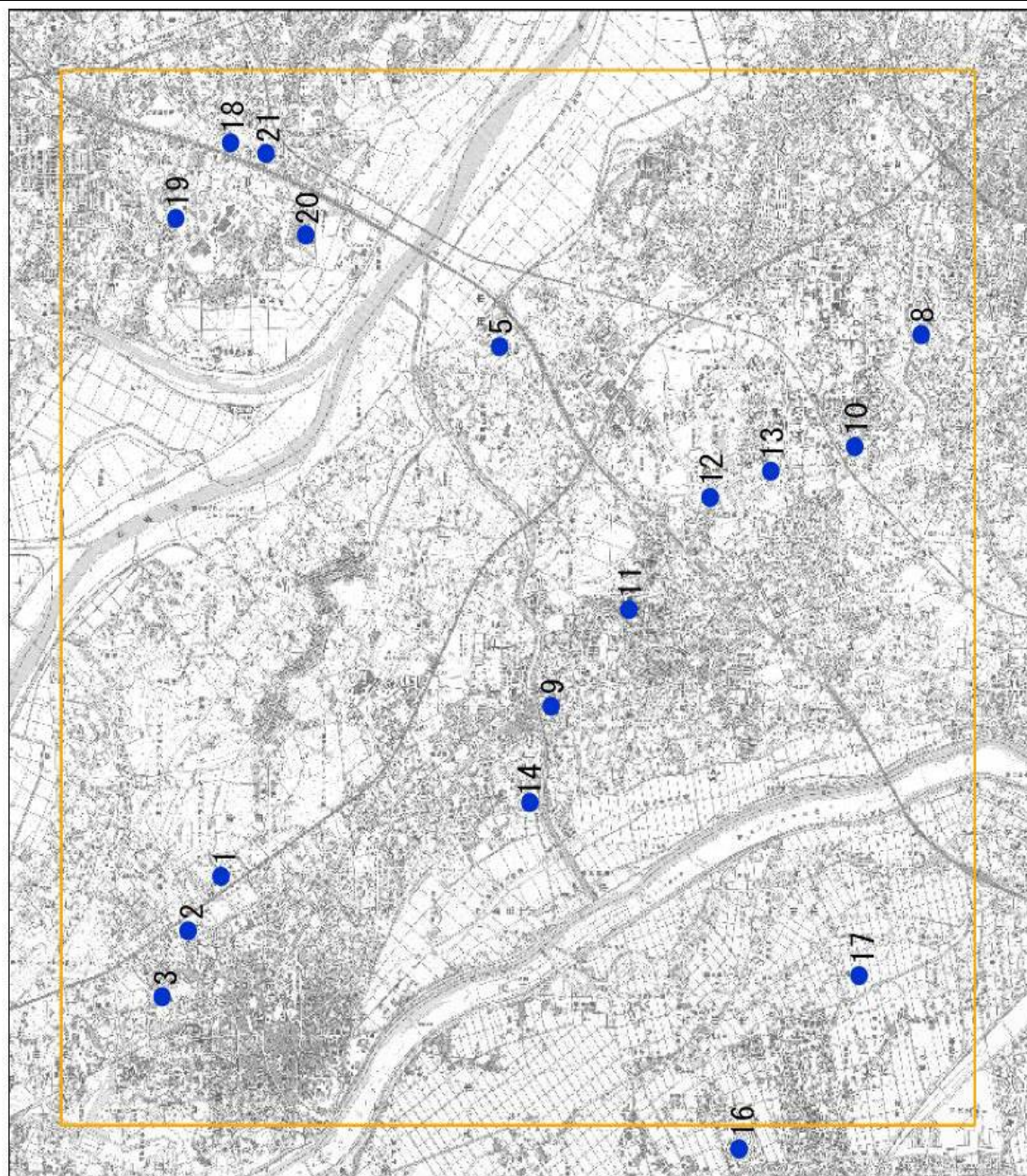


図 2-3-11 利根運河周辺地域で活動している主な活動団体の所在地

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平19 関様、第12号)

●学生の活躍・学習の場の提供

調査対象範囲内にある大学として、東京理科大学野田キャンパス、東京大学柏キャンパス、千葉大学柏の葉キャンパス、江戸川大学が挙げられる（図 2-3-12）。これらの大学に通学する学生の環境教育の場、実践活動の場として、利根運河周辺地域を活用することも考えられる。また、環境・まちづくり分野を専攻している学生にとっては、谷津田景観から市街地まで多様な形態をもつこの地域はまさに活きたフィールドとなる。また、NPO や市民団体との連携も、学生の活躍・学習の場づくりとして有効な手段と考えられる。

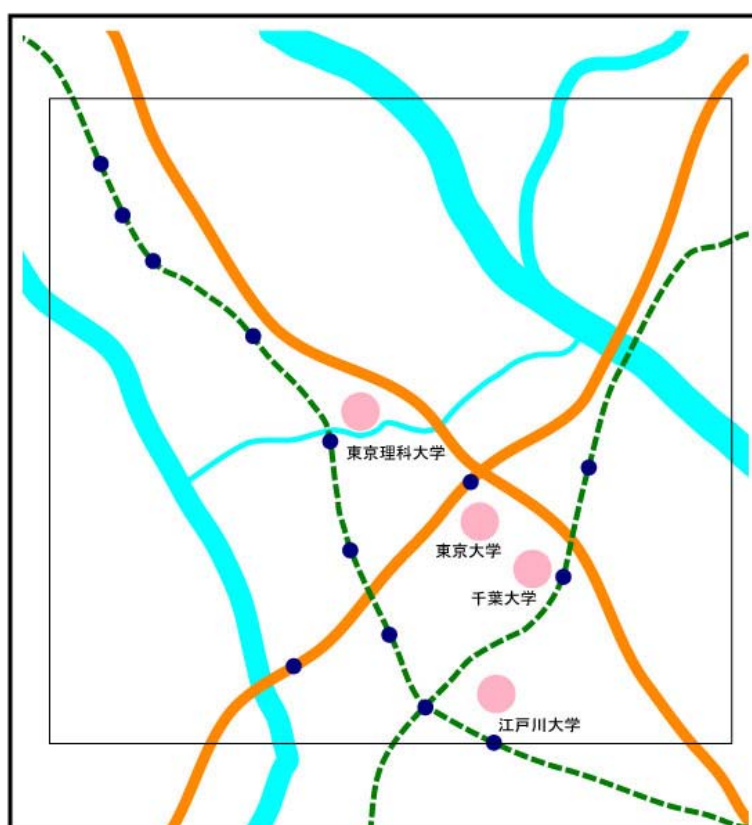


図 2-3-12 調査対象範囲内にある大学の位置

●新たな人材の育成

いつ来ても楽しめる「利根運河エコパーク」をアピールするためには、来訪者に対して地域の自然や歴史について詳しく解説したり、農作業や保全管理活動について適切なアドバイスができる人材の充実が求められる。広範囲での活動を充実させるためには、今後、魅力ある利根運河周辺地域を担っていく人材を更に増やしていく方を検討する必要がある。その場合、現在の活動団体で、イベント等を実施している方々に「解説員」や「指導員」として活躍してもらい、計画的に解説員や指導員を育成することで、利根運河周辺地域全域をカバーする人材のネットワークが形成されていくことになる。イベント運営に従事する人材、農作業や保全管理作業のノウハウを提供

する人材、周遊ルートの解説員として活躍する人材、及び利根運河エコパークの更なる魅力となる人材を創出し、それが地域の新たな雇用創出の機会となることが期待される。

また、これとは別に、来訪者にとって、どこからアプローチしても一体化された「利根運河エコパーク」であるために、既存の行政界や、団体の活動フィールドに捕われない地域全体の案内や、ルートの紹介ができる必要がある。地域全体の情報を把握した「総合案内」役を果たせる人材を育て、適宜配置することが望まれる。

b. 地域資源を活かす活用方策

本調査では、エリア単位での情報を整理し、地域資源の抽出を行った。その結果を考慮して、エリアとエリアをつなぐ歴史・文化のネットワークとして、利根運河周辺地域の移動手段として活用されていた「古道(古街道)」(図 2-3-8)と「渡し」(図 2-3-9)に注目し、エリア内の地域資源をつなぐ周遊ルートのモデルを検討した(図 2-3-13)。仮に「渡し」が復元された場合、移動手段そのものが観光として注目される他、地域間の歴史的つながりを再生することに発展する効果も考えられる。

体験学習や環境教育等の面からは、周遊せずに、特定の場に留まって実施されるものもあることから、その観点からの活用方策についても検討した(図 2-3-14)。次のような季節毎の自然の営みを感じられる場を選んだ。

- ・春～夏：桜や芽吹きの新緑、田植えの風景を観光するスポット
- ・夏～秋：水辺をのんびりと散策し、ホタル鑑賞をするスポット
- ・秋～冬：季節の風物詩タカの渡り、猛禽類の観察をメインとするスポット
- ・冬～春：カモ類等の水鳥や田んぼにやってくるタゲリ・ケリの観察スポット

また、水田や畑を、体験学習を中心とした「学び」の場として活用することの他、生きものを守るための生息地管理の作業体験(土水路の保全や、下草刈り、堤防の草本管理のお手伝い等の保全管理作業)を主とする活用も考えられる。地形的な特徴や活動団体の有無等を考慮すると、このような活用メニューを実践できる地域としては、「江川・三ヶ尾地区エリア」及び「新川耕地エリア」が考えられる。